

佐倉市指定地域密着型サービス事業者及び 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する規則の改正の概要

1 背景

(1) 地域密着型通所介護の創設

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)による介護保険法(以下「法」という。)の改正により、地域密着型通所介護が創設され、平成28年4月1日に施行されました。このことに伴う市条例については、同年9月に制定施行がなされたところですが、規則においても、以下の条項について改正が必要です。

ア. 指定に係る申請様式等の変更

事業所指定に係る申請様式の事業所の種類に、地域密着型通所介護を追加する必要があります。

イ. 他市町村の指定に関する同意規定の追加

地域密着型サービスは、原則として事業所の所在する市町村の被保険者のみが利用できるものとされているサービスですが、特例的に区域外の地域密着型サービス利用を認める場合があります。その一つとして、制度改正以前から市内事業所を継続して利用していた者に限り、引き続き当該事業所でのサービス利用を可能とする等の理由により、市内の地域密着型通所介護事業所に対して、他市町村が事業所の指定を行おうとする場合に必要となる佐倉市の同意に係る申請書の様式を規定する必要があります。

(2) 事務手続に必要な規定の整備

規則中に規定のない、指定更新、指定(却下)決定、標示及び添付書類にかかる所定の事務について、実務に基づき条項及び様式を設けます。また、市が関係機関に提供できる事業者情報の項目について、佐倉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則との整合を図り、文言の整理を行います。

(3) 省令との重複規定等の整理

本規則第1条において「法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定めるもののほか、(略)必要な事項を定めるものとする。」と規定していますが、本規則第3条から第10条までにおいては、介護保険法施行規則(以下「施行規則」という。)と同一の事項を定めていることから、重複する箇所について整理が必要です。

また、第14条において、公示の規定がありますが、法78条の11において同一の規定が置かれていることから、同様に整理が必要です。

2 対応方針

本規則に、地域密着型通所介護に関する規定及び様式を追加します。

また、規則第3条から第10条までに規定されている、施行規則と同一の文言については削除し、指定更新、指定（却下）決定、標示及び添付書類にかかる規定を新設します。

なお、本規則中の指定申請書付表については、佐倉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定に合わせて削除し、別途制定する事務要領において規定します。

その他所要の字句の整理を行います。

3 政策内容

本規則の改正により、事務手続に必要な規定の整備を図ります。また、指定及び更新に係る申請書の添付書類として市長が別に定める書類を求めることで、申請者にかかる欠格事由の有無及び人員、設備、運営基準などについて、より具体的な書類審査を行うことができます。

4 施行期日

平成29年4月1日

佐倉市における総合事業については、平成29年4月1日から実施することから、佐倉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の施行期日と同日の、本年4月1日から本規則を施行します。